

# 結婚新生活支援事業補助金

## のご案内

新婚世帯の皆様がパートナーの方と共に新生活をスタートさせるための費用を市が支援します。

**申請受付\* 令和5年7月1日より開始**

\*予算の上限に達し次第受付終了予定

### 対象世帯

**令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件等をすべて満たす夫婦**

- ・婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、**夫婦共に39歳以下**
- ・令和4年（2022年）の夫婦の**所得合計が500万円未満（夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する）**
- ・夫婦が共に会津若松市に住民登録をしており、住民票の住所が費用の補助を申請する住宅の所在地となっていること
- ・市税の滞納がないこと、本制度や他の住宅及び引越に関する公的補助等を受けていないこと など

### 対象となる経費\*

- ・住宅の取得費用
- ・住宅のリフォーム費用
- ・賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費
- ・引越費用（家財の運送費用、荷造り等のサービス費用）

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 **60**万円まで      その他  
の世帯 **30**万円まで

\* 令和5年4月1日～令和6年3月31日（補助対象期間）に婚姻に伴って会津若松市内に居住するために支払った住居費及び引越費用が対象

詳細についてはホームページ（右下二次元コード）をご覧ください

お問い合わせ先

会津若松市役所 企画調整課 協働・男女参画室

TEL 39-1405 FAX 39-1400

✉ danjo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

